

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項の規定により、令和7年度の一般廃棄物処理実施計画を次のとおり定めたので、岩美町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成9年岩美町条例第9号）第9条第2項の規定により告示する。

令和7年4月1日

岩美町長 長 戸 清

令和7年度一般廃棄物処理実施計画

1 一般廃棄物処理基本方針

本町の計画処理区域から排出される一般廃棄物を適正に処理し、生活環境を清潔にすることにより、健康で快適な生活を確保する。

2 計画処理区域 岩美町全域

3 年間排出量

(1) ごみ

区 分	排出量(t)	区 分	排出量(t)
1 可燃ごみ	1,996	8 有害ごみ	4
2 古紙類	65	9 乾電池類	4
3 プラスチックごみ	187	10 衣類等	29
4 資源ごみ	76	11 特定家庭用機器廃棄物	1
5 小型破碎ごみ	82	12 使用済小型電子機器等	1
6 大型資源ごみ	41	13 その他	69
7 ペットボトル	28		

(2) し尿及び浄化槽汚泥

区 分	排出量(kl)
1 し尿	300
2 浄化槽汚泥	2,104
3 集落排水施設汚泥	540

4 処理主体

処理区域で発生した一般廃棄物

(1) ごみ

区 分	収集・運搬	処 理
家 庭 系	1 可燃ごみ	株式会社 創美 (委託) 鳥取県東部広域行政管理組合
	2 古紙類	株式会社 創美 (委託) 一般廃棄物収集運搬業許可業者(委託)
	3 プラスチックごみ	株式会社 創美 (委託) いなばエコ・リサイクルセンター
	4 資源ごみ	株式会社 創美 (委託) 鳥取県東部広域行政管理組合
	5 小型破碎ごみ	株式会社 創美 (委託) 鳥取県東部広域行政管理組合
	6 大型資源ごみ	株式会社 創美 (委託) 鳥取県東部広域行政管理組合
	7 ペットボトル	株式会社 創美 (委託) 鳥取県東部広域行政管理組合
	8 有害ごみ	株式会社 創美 (委託) 鳥取県東部広域行政管理組合
	9 乾電池類	株式会社 創美 (委託) 鳥取県東部広域行政管理組合
	10 衣類等	株式会社 三光 (委託) 株式会社 三光 (委託)
	11 特定家庭用機器廃棄物	一般廃棄物収集運搬許可業者 製造業者・輸入業者・指定法人
	12 使用済小型電子機器等	岩美町 (直営) 鳥取県東部広域行政管理組合
	13 処理困難物	一般廃棄物収集運搬許可業者 処理困難物処理施設
事業系一般廃棄物	一般廃棄物収集運搬許可業者 鳥取県東部広域行政管理組合 特定非営利活動法人 cambio	

(2) し尿及び浄化槽汚泥

区 分	収集・運搬	中継貯溜	処 理
し 尿	株式会社 創美 (許可)	岩美町(し尿中継貯溜場)	鳥取県東部広域行政管理組合
浄化槽汚泥	株式会社 創美 (許可)	岩美町(し尿中継貯溜場)	鳥取県東部広域行政管理組合
	有限会社 鳥取環境浄化センター(許可)		

(3) 集落排水施設汚泥

収集・運搬	中継貯溜	処 理
業務受託業者	なし(東部広域の収集車とのドッキング方式)	鳥取県東部広域行政管理組合

5 ごみ処理計画

(1) ごみの排出抑制・再資源化計画

ア 排出抑制の方法

行政無線放送、町広報、町公式LINEなどによりごみの分別及びコンポスト・家庭用生ごみ処理機等利用によるごみの減量化、水切り等の徹底、町指定袋による啓発活動

収集運搬料金 家庭用 可燃袋、大袋1袋25円・中袋1袋23円・小袋1袋20円

イ 再資源化の方法

- a 新聞(広告等)、雑誌類、ダンボールを「古紙類」として分別収集し再生原料とする。
- b 「プラスチックごみ」はいなばエコ・リサイクルセンターでペレット化しリサイクルする。
- c ビン類・缶類を「資源ごみ」として分別収集し、鳥取県東部広域行政管理組合の資源回収工場で再生原料として回収し、再生業者に引き渡す。
- d 「ペットボトル」を分別収集し、鳥取県東部広域行政管理組合の資源回収工場で再生原料として回収し、再生業者に引き渡す。
- e 衣類、布団を岩美町ストックヤードで回収し、固形燃料の原料として再生業者に引き渡す。

ウ 再資源化推進事業

新聞、雑誌、ダンボール、アルミ缶、布類、ビン類等の資源回収を促進するため、子供会、PTA等の団体に奨励金を交付することにより、その活動を支援する。

エ 許可業者による再生利用

魚のあらを魚粉、魚油にし、養魚飼料、畜産(養鶏・養豚)飼料として利用している。一部肥料にも利用している。

オ 使用済小型電子機器等リサイクル回収事業

使用済小型電子機器等の促進に関する法律を受け、役場等に設置した回収ボックスで集められた同法施行令(平成25年政令第45号)第1条に規定された品目を収集運搬し、鳥取県東部広域行政管理組合に引渡しを行うことで、使用済小型電子機器等に含まれる貴金属等を再資源化する。

カ 再資源化量

区分	回収量(t)
資源収集	389
再資源化等推進事業	90
許可業者による再生利用	14
使用済小型電子機器等リサイクル回収事業	1

(2) 収集・運搬計画

本町で発生した一般廃棄物

① ステーション収集方式206箇所(収集日当日の朝8時までに出すこととする。)

区分	回数	処理主体	持出し方法
1 可燃ごみ	週2回	委託	町指定袋
2 古紙類	月2回	委託	紐などでしばって
3 プラスチックごみ	週1回	委託	透明袋
4 資源ごみ	月2回	委託	袋に入れず、直接回収コンテナへ
5 小型破碎ごみ	月2回	委託	袋に入れず、直接回収コンテナへ
6 大型資源ごみ	年3回	委託	そのままの状態を出す
7 ペットボトル	月2回	委託	袋に入れず、直接回収コンテナへ
8 有害ごみ	月2回	委託	袋に入れず、直接回収コンテナへ
9 乾電池類	月2回	委託	乾電池は絶縁し透明袋に入れる。蛍光管はケースなどに入れ割れないようにして出す。

② 拠点回収方式

区分	回数	処理主体	持出し方法
使用済小型電子機器等	随時	岩美町(直営)	専用の回収ボックスへ
衣類等	随時	岩美町(直営)	岩美町ストックヤードに持ち込み

③ 町の処理困難物

区分	回数	処理主体	持出し方法
一般廃棄物(困難物)	随時	許可	一般廃棄物収集運搬業許可業者へ排出

④ 直接回収

その他	可燃ごみ・不燃ごみ	ボランティア清掃による
-----	-----------	-------------

⑤ 一般廃棄物(ごみ)収集運搬業許可方針

一般廃棄物収集運搬業の許可は、岩美町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第20条第3項に掲げる基準に適合すると認められている者でなければ行わない。

なお、一般廃棄物の収集運搬は、既存の許可業者で適正な収集運搬が確保できるため、新たな法令等により必要が生じた場合を除き、新規の収集運搬業の許可はしない。

⑥ 一般廃棄物(ごみ)収集運搬業許可業者

(ア) 吾妻商事株式会社

取り扱う一般廃棄物の種類	植木他家庭から出る不要物
営業区域	岩美町全域
所在地	岩美町大字浦富3081-21

(イ) 株式会社創美

取り扱う一般廃棄物の種類	事業活動に伴って排出される一般廃棄物及び家庭から排出される一般廃棄物
営業区域	岩美町全域
所在地	岩美町大字新井555-1

(ウ) 株式会社田中組

取り扱う一般廃棄物の種類	木くず(除草材・剪定材・流草木材)、家庭から排出される一般廃棄物
営業区域	岩美町全域
所在地	岩美町大字白地24-3

(エ) 有限会社錦海化成

取り扱う一般廃棄物の種類	魚のあら(魚介類残さ)
営業区域	岩美町全域
所在地	境港市昭和町7-3

(オ) 有限会社広島水産加工

取り扱う一般廃棄物の種類	動植物性残渣(魚腸骨)
営業区域	岩美町全域
所在地	広島県呉市阿賀南6丁目2-10

(3) 中間処理計画

ア 焼却施設

本町で発生した一般廃棄物(可燃ごみ)を鳥取県東部広域行政管理組合の焼却施設で処理

a 施設の概要

施設名	所在地	公称能力	型式
リンピアいなば	鳥取市河原町山手925番地	240t/日	全連続焼却式

b 搬入量

委託・許可	1,996 t
-------	---------

c 残渣量及び処分方法

残渣量(t)	処分方法
200	埋立て(リファーレンいなば)

イ 処理困難物の処分施設

本町で発生した処理困難物の処理を行う

a 施設の概要

施設名	所在地	処理能力
株式会社 白兔環境開発	鳥取市千代水四丁目40番地	①焼却施設：可燃物（廃プラスチック類、廃油、廃酸、廃アルカリ、汚泥を含む）（最大混焼能力：60t/日：2.5t/h×24h） ②破碎施設（回転衝撃式） 廃プラスチック：16t/日（1.6t/h×10h/日） 木くず、刈草、剪定くず：101t/日（10.1t/h×10h/日） がれき類：328t/日（32.8t/h×10h/日） 金属くず：105t/日（10.5t/h×10h/日） ガラスくず等：219t/日（21.9t/h×10h/日） 紙くず：24t/日（2.4t/h×10h/日） 繊維くず：16t/日（1.6t/h×10h/日） ゴムくず：95t/日（9.5t/h×10h/日） ③破碎施設（二軸剪断式） 廃プラスチック：21t/日（2.1t/h×10h/日） 木くず、刈草、剪定くず：79t/日（7.9t/h×10h/日） 紙くず：66t/日（6.6t/h×10h/日） 繊維くず：38t/日（3.8t/h×10h/日） ゴムくず：106t/日（10.6t/h×10h/日） ④焼成施設 燃え殻：9.6t/日（0.4t/h×24h/日）

b 搬入量

許可	10 t
----	------

ウ 一般廃棄物処分業（中間処理）許可業者

(ア) 吾妻商事株式会社

取り扱う一般廃棄物の種類	木くず等の中間処理
所在地	岩美町大字浦富3081-21
処理方法	粉碎
処理能力	4.32t/日

(イ) 株式会社田中組

取り扱う一般廃棄物の種類	木くず（除草材・剪定材・流草木材）
所在地	岩美町大字白地24-3
処理方法	破碎
処理能力	7.4t/日

(4) 最終処分計画

ア 施設の概要

施設名	所在地	埋立地面積	全体容量	残余容量
環境クリーンセンター	鳥取市伏野2220番地	35,400m ²	486,000m ³	138,390m ³

イ 搬入量(岩美町分)

委託・許可	200 t
-------	-------

ウ 施設管理

鳥取県東部広域行政管理組合

6 住民・事業者の責務

(1) 家庭から排出される廃棄物

- ア 家庭から排出される廃棄物を抑制し、正しい分別をし減量化、リサイクルに努めなければならない。
- イ 収集計画表に基づき、日時等守った出し方に心掛ける。
- ウ 可燃ごみについては、町指定ごみ袋に入れて出す。
- エ 処理困難な一般廃棄物は、排出者の責任において適正に処理をする。

(2) 事業活動に伴って排出される廃棄物

- ア 事業者自らの責任において、廃棄物の適正な処理を行うこと。
- イ 事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことにより減量に努めること。

(3) 処理困難物の処理

医療行為によって生じた医療廃棄物、危険物等のほか、町が行う一般廃棄物の処理を著しく困難にし、また、委託処理先の処理施設の機能に支障が生じる廃棄物は、自らの責任において処分すること。

7 生活排水処理計画

(1) 生活排水処理計画

ア 公共下水道

計画処理区域	浦富処理区 岩井・宇治・恩志・高山(一部)・新井・浦富・牧谷・田後 大谷処理区 大谷・岩本・本庄・太田・網代
計画処理人口	8,450 人

イ 農業集落排水

計画処理区域	長谷及び白地地区
計画処理人口	280 人

ウ 漁業集落排水

計画処理区域	東地区
計画処理人口	500 人

エ 合併処理浄化槽

計画処理区域	岩美町全域 (公共下水道、農業集落排水・漁業集落排水処理区域を除く。)
計画処理人口	1,500 人

(2) し尿及び浄化槽汚泥処理計画

ア ①収集・運搬計画

区 分	収集量
し 尿	300 kℓ
浄化槽汚泥	2,104 kℓ
集落排水施設汚泥	540 kℓ

②し尿収集・運搬料金

270リットルまでは、3,600円 18リットル増すごとに240円加算

③一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥）収集運搬業許可業者

(ア) 有限会社鳥取環境浄化センター

取り扱う一般廃棄物の種類	浄化槽汚泥				
営業区域	岩美町全域				
所在地	岩美町大字河崎 2 6 6 - 2				
車両台数	2 台	車名	型式	車両番号	積載数量
		三菱	2PG-FEB90	鳥取800さ8801	3,700ℓ
		三菱	KC-FE516BT	鳥取88す1855	1,800ℓ
処理の方法	岩美町営し尿中継貯溜場へ投入する				

(イ) 株式会社 創美

取り扱う一般廃棄物の種類	し尿及び浄化槽汚泥				
営業区域	岩美町全域				
所在地	岩美町大字新井 5 5 5 - 1				
車両台数	4 台	車名	型式	車両番号	積載数量
		三菱	TKG-FBA50	鳥取800さ7419	1,800ℓ
		三菱	PA-FE73BB	鳥取800さ4100	1,800ℓ
		日野	KC-FD2JGBA	鳥取800さ5047	2,150ℓ
		三菱	2RG-FEAV0	鳥取800さ9244	1,800ℓ
処理の方法	岩美町営し尿中継貯溜場へ投入する				

なお、し尿及び浄化槽汚泥については、排出量の見込等を勘案すると既存の許可業者で適正な収集運搬が確保できるため、原則として新規の収集運搬業の許可はしない。

イ 中間処理及び最終処分計画

施設名	因幡浄苑	
所在地	鳥取市秋里1037-1	
処理方式	膜分離高負荷脱窒素処理＋高度処理 (凝集膜分離＋活性炭吸着)	
処理能力	し尿・浄化槽汚泥	175kℓ/日(うち50kℓ/日は下水道圧送)
	集落排水施設汚泥	50kℓ/日
搬入量	し尿	300 kℓ
	浄化槽汚泥	2,104 kℓ
	集落排水施設汚泥	540 kℓ
汚泥処理	余剰汚泥、凝集汚泥、集排汚泥→貯留→脱水 脱水汚泥→再資源化 脱水し渣→場外処理	
汚泥量	360 t	
施設管理	鳥取県東部広域行政管理組合	